

# 教育データの 利活用に係る留意事項 パンフレット

Q. 学校現場において、こんなこと思ったことはないですか？

児童生徒の  
「個人情報」  
って何？

個人情報はどこで  
使われているか  
わからない…

デジタルツールを  
導入する時、  
何か気を付けるべき  
ことはある  
だろうか？



『教育データの利活用に係る留意事項』で、  
学校現場における個人情報の取扱いについて  
留意すべきポイントを確認しましょう！

# 『教育データの利活用に係る留意事項』とは？

## 教育データ利活用のメリットとリスク

デジタルツールを教育現場に導入することにより、学びの振り返りや、よりきめ細かい指導や支援が可能になる等、児童生徒や教職員一人一人の力を最大限に引き出すことが可能になります。

一方で、デジタルデータは、複製や移転等が容易であることもあり、個人情報の適正な取扱いの確保やプライバシーの保護の観点から「データ利活用はどこまで何が許されているか分からない」といった心配の声も出ています。誤った教育データの取扱いをすると、個人情報保護法違反となるだけではなく、児童生徒の権利利益やプライバシーの侵害等を起こす可能性があります。

教育データの利活用に当たっては、個人情報の適正な取扱いやプライバシーの保護は大前提としながら、「教育データの利活用」と「安全・安心」の両立が実現されることが重要となります。



『教育データの利活用に係る留意事項』で、  
「教育データの利活用」と「安全・安心」の両立が  
実現されるための、個人情報の取扱いについて  
留意すべきポイントを確認しましょう！

## 『教育データの利活用に係る留意事項』とは

『教育データの利活用に係る留意事項』は、初等中等教育段階の学校の教職員、教育委員会の職員等が、児童生徒本人の教育データ（デジタルデータ）を取り扱う際に留意すべき事項についてまとめたものです。

実際にデータを取り扱う場面を想定した手順や事例も盛り込んでいます。教育委員会や学校において、安全・安心に教育データを利活用するために、ご活用ください。

## 本パンフレットと『教育データの利活用に係る留意事項』の対応

本パンフレットは、『教育データの利活用に係る留意事項』の重要な点を理解するために作成されたものです。教育データの利活用にあたり教育委員会や公立学校の職員が気を付けるべきポイントについて、要点に絞って説明しています。

留意事項本体の対応箇所は **冒頭 本留意事項について ▶** のように記載しています。各項目における詳細な内容を確認したい場合は、**公立学校編の留意事項における** 対応箇所を参照してください

『教育データの利活用に係る留意事項』は、公立編・私立編・国立編があり、それぞれ4つの編に分かれています。



このパンフレットでは、公立学校での留意点をまとめています！

## 公立編

## 私立編

## 国立編

### I. 総論編

#### 全体像を知りたい方向け

各種法律や文書を踏まえ、教育データを取扱う際に留意すべき事項について、全体的に解説しています。

### II. 手順編

#### 実務の流れを知りたい方向け

児童生徒の教育データを取扱う際の手順について、実際の流れに沿って具体的に説明しています。

### III. 事例編

#### 実際の対応を参考にしたい方向け

とある自治体の教育データ活用のシナリオについて、当該自治体や学校が行う主な対応を紹介しています。

### IV. Q&A編

#### 疑問点がある方向け

教育データを活用する際によくある質問について解説しています。

※私立学校及び国立大学法人・公立大学法人の設置する学校については、個人情報保護法の対象規定が一部異なることから、別途「私立学校編」「国立学校編」をご確認ください。

『教育データの利活用に係る留意事項』 [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/other/data\\_00007.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/other/data_00007.htm)

## 個人情報とは

総論編 1.2.1 個人情報とは、QA編 Q(4) ▶

個人情報保護法における「個人情報」とは、生存する個人に関する情報で、以下の1又は2に該当するものをいいます。

### 01 氏名等により特定の個人を識別することができるもの

(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものも含む。)

### 02 個人番号（マイナンバー）、パスポート番号などの個人識別符号が含まれるもの

#### 教育委員会や学校における個人情報の一例

##### 児童生徒の

##### 児童生徒の氏名と紐付く

- 氏名
- 学年、組、学籍番号
- 住所、生年月日、身長、体重
- 出欠席情報
- 1人1台端末の利用ログ
- テストの評点
- 学習アプリの回答結果、回答時間

## 地方公共団体の機関とは

総論編 コラム2 ▶

上記個人情報の定義のとおり、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものは個人情報に該当します。また、個人情報保護法においては、学校はその学校を所管する教育委員会の中の一組織であり、教育委員会と所管する学校全体で一つの「地方公共団体の機関」とみなされます。そのため、「容易に照合できる」とされる組織の範囲については、学校単位ではなく、同じ「地方公共団体の機関」である教育委員会単位で考える必要があります。

#### 地方公共団体の機関



##### 教育委員会

学校



学校



学校



...

Q&A編Q(4) コラム5 ▶

Q.



「△△市立〇〇中学校3年A組15番」は個人情報？

A.



教育委員会においても、学校においても、「△△市立〇〇中学校3年A組15番」は個人情報に該当します。

「他の情報と容易に照合することができる」かどうかは、教育委員会と所管の学校をまとめて一つの「地方公共団体の機関」とし、その中で照合できるかどうかで判断します。

#### 解説

「△△市立〇〇中学校3年A組15番」という情報は、△△市教育委員会においては「他の情報と容易に照合することができ」なくても、△△市教育委員会に属する〇〇中学校においては「他の情報と容易に照合することができ」、それが「文科太郎くん」であることが分かってしまう場合、△△市教育委員会においても個人情報であると判断されます。「氏名が無ければ個人情報では無い」と誤解しがちですが、仕組みを理解して情報を取り扱っていくことが大切です。



地方公共団体の機関が個人情報を保有するに当たっては、法令の定める所掌事務又は業務を遂行するために必要な場合に限り、かつ利用目的を適切に特定する必要があります。

## 所掌事務又は業務の整理

総論編 1.3.2 個人情報の保有・取得 ▶

- 個人情報を取得できる範囲は、法令（条例を含む。）の定める所掌事務又は業務を遂行するために必要な場合に限定されています。
- 例えば、教育委員会においては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の第21条に規定されている職務権限が考えられます。

## 利用目的の特定

- 個人情報を保有するにあたっては**どのような目的で個人情報を利用する**のか（＝利用目的）について、**具体的に**特定する必要があります。

### ○ 良い例

デジタルドリルを利用する際

「生徒の学習履歴から個人及び学年での学習状況や習熟度を把握し、個別最適な学習指導を行うため」

### ✕ 悪い例

「学習指導に用いるため」等、何のデータが何に使われるか具体的にわからないもの

## 特定した利用目的の明示

- 利用目的を特定したら、その利用目的やデータの取扱いを、適切な方法で、わかりやすく明示する必要があります。



### 明示・説明

- 例
- お便り※やメール等で説明する（※P11の手順編を参照）
  - 教室に掲示する
  - 集会や保護者会等で、口頭で説明する
  - 送信ボタンをクリックする前等、本人の目に留まる端末の画面に掲載する



## 必要最小限の保有

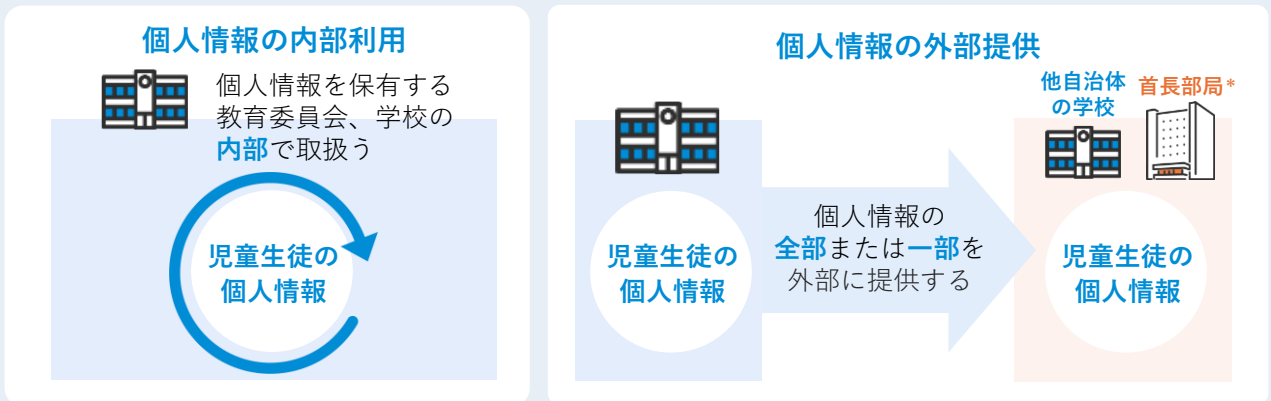
総論編 1.3.4 個人情報の保管 ▶

- 個人情報は、特定した利用目的の達成のために必要な範囲内最小限の範囲で保有してください。
- 指導要録や出席簿等、学校教育法等の法令で保存期間が定められているものについては、法令に基づく保存期間を設定する必要があることに留意してください。

## 個人情報の「利用・提供」とは

総論編 1.3.3 個人情報の利用・提供 ▶

地方公共団体の機関において、個人情報は、特定した利用目的の範囲内で内部利用・外部提供することが原則とされています。なお、教育委員会や学校が、個人情報を、内部で取扱うことを内部利用、他自治体の学校や（同じ自治体を含む）首長部局といった別の機関へ渡すことを外部提供といいます。



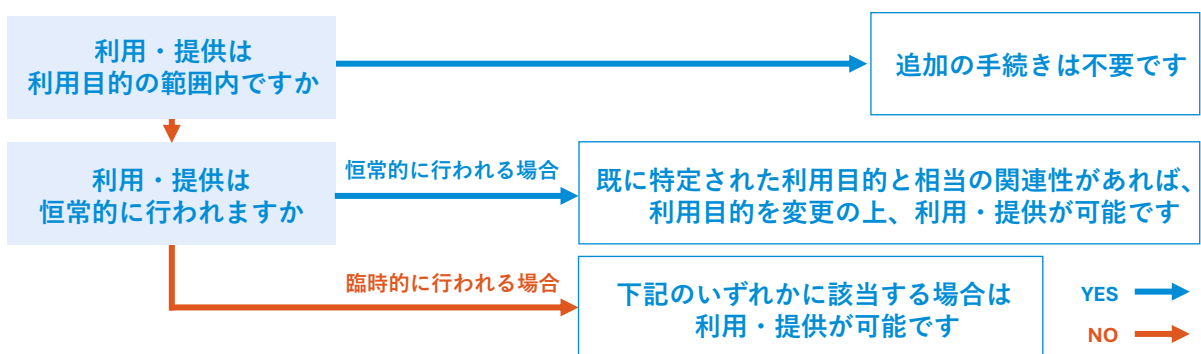
\* 首長部局とは… 地方自治体の組織のうち、首長の指揮監督が直接、一般職員にまで及ぶ部局のことです。教育委員会は含まれません。

## 利用目的以外の目的のための利用・提供の制限

地方公共団体の機関において、個人情報は、特定した利用目的の範囲内で内部利用・外部提供することが原則とされています。ただし、例外として、利用目的の範囲を超えた利用・提供が恒常的で、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲である場合は、利用目的を変更してください。また、既存の利用目的以外の目的で利用・提供が臨時的な場合は、目的外利用・提供の例外事由に沿って、適切に対応してください。

### 個人情報を既に保有している場合

※法令等の定める所掌事務又は事務を遂行するために必要な場合、かつ特定した利用目的の範囲内でのみ、保有することができます。



### 個人情報保護法第69条第2項（※1）

- ① 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- ② 行政機関等が法令の定める所掌事務又は事務の遂行に必要な限度で保有個人情報（※2）を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- ③ 他の行政機関等、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は事務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- ④ 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

※1 なお、本人の同意があるときであっても、適正に同意が取得されていない場合や、当該本人や第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合には利用目的以外の目的のために利用・提供することはできません。

※2 保有個人情報とは、教育委員会や学校の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、組織的に利用するものとして、教育委員会や学校が保有しているもののうち、行政文書等に記録されているものをいいます。

## 個人情報の「委託」とは

総論編 1.4 個人情報の取扱いの委託 ▶

契約の形態・種類を問わず、教育委員会・学校が他の者に個人情報の取扱いを行わせることをいいます。教育委員会・学校が、民間事業者の提供する学習用ソフトウェア等を導入する場合には、教育委員会・学校から民間事業者へ「個人情報の取扱いを委託」することが一般的であり、望ましいと考えられます。



教育委員会 学校

委託



事業者

教育委員会・学校が  
個人情報を取扱う業務



事業者が担当する業務

例

児童生徒が利用する学習  
アプリを通じて記録され  
る個人情報の取扱い



## 委託先の適切な管理

個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託先の選定、契約、取扱い状況の把握が必要です。



個人情報保護のために、各自治体が定める方針・手順等に  
則って委託を行いましょう。

## 委託に必要なこと

### 選定

- 選定基準を整備
- 選定基準をもとに、委託先を選定

### 契約

- 秘密保持
- 利用目的範囲外の利用禁止
- 他者への提供制限
- 安全管理措置
- 委託終了時の個人情報の消去等を書類に含める

### 取扱い状況の把握

- 年に一回程度の適切な監査の実施
- 新規契約や契約更新時等の契約内容の見直し
- 必要かつ適切な監督及び指導



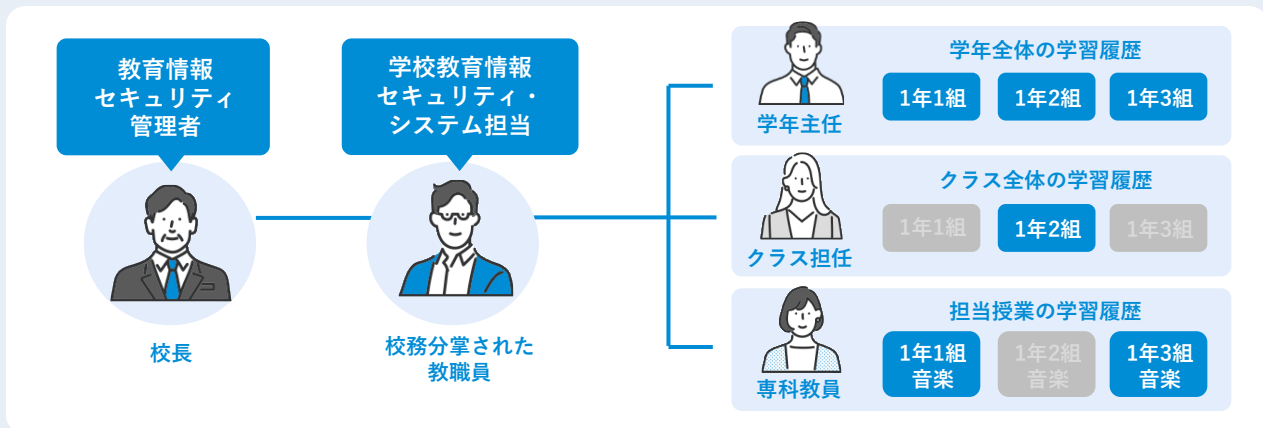
個人情報の保管にあたっては、利用目的に応じて必要な範囲で保有し、安全管理措置を講じる必要があります。

## 組織的安全管理措置

組織的に個人情報の取扱いに関する責任者を設置すること等によるデータガバナンス体制の構築や、保有する個人情報の利用状況の確認を行う必要があります。

例

- 教育委員会でデータの取扱い責任者を設置
- 学校で各担当者の役割分担及び責任を明確化
- 利用ログの記録や業務日誌の作成



## 人的安全管理措置

個人情報を取り扱う教職員には、個人情報等のデータを取り扱っている自覚や、高い規範意識が求められるため、これらの意識醸成が必要です。

- 例 ● 個人情報の取扱いに関する留意事項について、教職員に定期的な研修等を行う

## 物理的安全管理措置

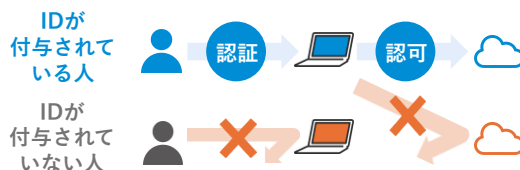
個人情報を取り扱う区域の管理や、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止、個人情報の削除及び機器、電子媒体等の廃棄等の措置が考えられます。

- 例 ● 管理区域に持ち込む機器等を制限する ● 入り口からPC画面が見えないように座席配置を工夫する

## 技術的安全管理措置

管理責任者は、個人情報等へのアクセス制御のための措置を講じるとともに、個人情報等へのアクセス状況の記録や情報の改ざん、窃取又は不正な削除の防止のための措置を講じることが考えられます。

- 例 ● 個人情報を取り扱うシステムを使用できる教職員を限定する



## 外的環境の把握

海外のクラウドサービスを利用する等、個人情報が海外で取り扱われる場合は、個人情報が取り扱われる外国の特定や外国の個人情報の保護に関する制度等の把握を行ったうえで、安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずる必要があります。

## データの正確性

教育委員会・学校が個人情報を保管する際は、個人情報の内容が過去または現在の事実と合致するように努めなければなりません。

## 個人情報の消去

あらかじめ利用目的の達成に必要な範囲で教育データを保有する際の規則（保存期間（例：卒業後〇か月間）など）を定め、保存期間の経過など利用目的の達成に必要ななくなった個人情報は削除してください。

## 個人情報ファイル簿の作成・公表

個人情報ファイル簿とは、地方公共団体の機関等の行政機関が、どんな個人情報を、何のために持っているかを国民に公開するための一覧表のことです。

個人情報ファイル簿は、個人情報保護法第75条第1項に基づき、地方公共団体の機関に対して、その作成及び公表が義務付けられているため、個人情報ファイル簿の作成に当たっては、対象となる個人情報ファイルを漏れなく把握することが重要です。なお、個人情報ファイル簿を作成する必要があるかどうかは各教育委員会において確認する必要があります。

教育委員会や学校は、保有する個人情報ファイルについて、基本的には必要事項を記載した個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければなりません。

### 例 教育委員会に備えて置く、ホームページで公開する項目の例（抜粋）

- 個人情報ファイルの名称
  - 個人情報ファイルを保有しようとする機関  
又は個人情報ファイルが利用に供される  
事務をつかさどる組織の名称
  - 個人情報ファイルの利用目的
  - 個人情報ファイルに記録される項目及び本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲
  - 個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法記録情報の収集方法
- 等

## 漏えい等への対応

自治体の定める情報セキュリティポリシー等をもとに、漏えい等発生時の対応ルールやフローを確認しておきましょう

### 漏えい等の例

個人情報を記録した文書の誤送信、個人情報を記録した媒体の紛失

## 開示請求等への対応

何人も、地方公共団体の機関に対し、その機関が保有する本人に関する個人情報について、開示、訂正、利用停止の請求を行うことができるとされています。これらの請求に対しては、適切に対応する必要があります。

## 地方公共団体に置く審議会等への諮問

教育委員会や学校は、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要な場合は、条例で定めるところにより、審議会等に諮問することができます。ただし、個人情報保護法の趣旨を鑑み、利用目的以外の目的での利用・提供を行うことが可能かどうかについての諮問は行えません。

## プライバシー侵害のリスク

総論編 2. プライバシーの保護 ▶

プライバシーという概念は世の中に広く認識されており、いわゆる「プライバシー権」として主張される内容は、個人情報の取扱いに直接関係しないものも含め、極めて多様かつ多義的なものになっています。教育データの取扱いに当たっては、個人情報保護法を遵守していれば十分というわけではなく、「プライバシー」の考え方も念頭に置く必要があります。教育現場において、プライバシーの保護が十分でなかった場合、知らず知らずのうちに法令違反やプライバシー侵害に当たるリスクがあります。

### 例 個人情報から児童生徒や保護者が想定していなかった情報を推測する



- 教育目的で利用
- ✗ 無制限に家庭に関する経済情報を類推する

Aさんの住所は  
○○町だから、  
年収△△万  
くらいかな…



## プライバシーの考え方

プライバシーに配慮した教育データの取扱いにあたっては、例えば、個人情報の取扱いに関する責任者を設置すること等によるデータガバナンス体制の構築等を行うことで、プライバシー保護の仕組みを初期段階から予防的に構築し、取組全体に渡り、情報の収集（生成）から廃棄までの全ての段階でプライバシーの保護を実施することが重要と考えられます。

なお、プライバシーに関わる社会的状況や捉えられ方の変化等により、当初想定していなかった問題が発生する可能性があるため、「個人情報等の適正な取扱いに関係する政策の基本原則」にて述べられているプライバシー・バイ・デザイン\*による仕組みの構築とそれを不断に見直し、改善していくプロセスを検討することが求められます。また、プライバシーの保護に関連したELSI（科学技術の社会実装に際しての倫理的・法的・社会的課題）の考え方も参照ください。

### ※「個人情報等の適正な取扱いに関係する政策の基本原則」より抜粋

個人情報等の取扱いに当たっては、事後における対処療法的な対応ではなく、プライバシーを含む個人の権利利益の保護を事業等の設計段階で組み込み、事後の改修等費用の増高や信用毀損等の事態を事前に予防する観点から、全体を通じて計画的にプライバシー保護の取組を実施する「プライバシー・バイ・デザイン（Privacy by Design）」の考え方が重要である。

# セキュリティ対策

## 教育情報セキュリティポリシー

総論編 3. セキュリティ対策、QA編 Q(11) ▶

情報セキュリティポリシーとは、組織内の情報セキュリティを確保するための方針、体制、対策等を包括的に定めた文書をいいます。各地方公共団体が組織の実態に応じて策定する情報セキュリティポリシーに加え、文部科学省において作成している「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を参考に、教育委員会において教育情報セキュリティポリシーの策定や見直しを行った上で、組織体制の確立、児童生徒による学校が保有する重要度が高い情報への不正アクセスリスクへの対応など、適切に対策を行ってください。

# ツール導入時に実施すべきこと

『教育データの利活用に係る留意事項』の手順編では、実際に教育委員会・学校が学習用ソフトウェア等（ツール）を導入する際に、個人情報保護等の観点から実施すべきこと、実施が望ましいことについて、個人情報の具体的な取り扱いの流れに沿って解説しています。



配布プリントに記載する項目など、具体的な対応の参考にしてください。

## 記載例（「1. 取得」より抜粋）

### 留意点

- 〔◎〕 個人情報保護法などの法律の規定に基づき、必ず行うべきこと
- 〔○〕 行うことが望ましいとされること

### 具体的な対応例

#### 〔◎〕 児童生徒本人に対し、利用目的を明示する

学校は、児童生徒から直接、ツールを通じてデータを取得するときは、あらかじめ、児童生徒本人に対し、データの利用目的を明示しなければなりません。

#### 児童生徒本人に利用目的を明示する方法例

注) 明示方法は、文書でも口頭でも可能

- 児童生徒に端末を貸し出す際に、利用目的を明示する
- 児童生徒に説明会を開催し、利用目的を分かりやすく説明する
- ツールの利用を開始する際に、利用目的をツール上の画面に表示し、説明する

#### 注) 取得の状況から見て利用目的が明らかであるときは明示が不要。明示が不要となる

- 宿題の実施状況を確認するため、宿題を提出させるとき
- 部活動に関わる連絡を行うため、入部届で連絡先を集めるとき
- 通学証明書発行のため、通学証明書発行申請書で通学に関わる個人情報を取得するとき

#### 〔○〕 児童生徒や保護者に対し、利用目的を明示する際、利用目的に加えデータの取扱いについても説明する

学校は、児童生徒・保護者が安心してツールを使えるよう、利用目的に加えてどのようにデータが取り扱われるかについて、説明することが望ましいです。

#### 利用目的に加えて説明する事項例

- サービス概要  
（児童生徒の得られる教育的メリット等）
- データ管理体制
- 収集するデータ
- データの収集手法
- データ収集のタイミングと場所
- 利用手法（他のデータとの突合等）
- データを保管する地理的位置及び法域  
（海外にサーバがある等）
- 第三者提供
- 保存期間
- 本人の権利（開示請求等）への対応方法
- 問い合わせ先
- データ処理の根拠
- 想定されるリスク

『[教育データの利活用に係る留意事項](#)』の事例編では、自治体での教育データ活用に関する特定の場面において、当該自治体や学校が行う主な対応を紹介しています。



自身の所属する教育委員会や学校の実態に合わせて  
近いユースケースにおける対応例を  
参考にしてください！

## 掲載しているユースケース一覧

### 【デジタル学習ツール】（児童生徒向けの学習ツール導入にあたる対応例）

- 事例 1 A市立P小学校において、授業中に、児童が自ら考えなどを書き込んだり他者と共有したりしながら学習を進めるためのデジタル教材を利用する
- 事例 2 B県立Q高等学校において、生徒が、問題を解いて習熟度に応じたフィードバックを得られるデジタルドリルを利用する
- 事例 3 C市立R中学校において、生徒が、様々な学習ツールにつながるソフトウェア（学習eポータル）を利用する

### 【校務支援ツール】（教職員向けの校務支援ツール導入にあたる対応例）

- 事例 4 D市立S中学校において、生徒に対し、アンケートなどを行うためのツール（OSメーカーが標準的に提供するソフトウェアの一部）を利用する
- 事例 5 E市立T小学校において、児童の学習状況や健康情報を一覧できるツールを利用する（校務支援システム等）

### 【特に注意して対応することが求められるツール】 （心の健康状態や生体情報を取扱うツール等の導入にあたる対応例）

- 事例 6 F市立U小学校において、児童の心の健康状態を把握するツールを利用する
- 事例 7 G市立V中学校において、部活動時の熱中症リスクの軽減のためにウェアラブル端末を利用する
- 事例 8 H市立W中学校において、体育の授業で、生徒の技能習得と向上を促すために、動作解析ツールを利用する
- 事例 9 I市立X中学校において、不登校の生徒を支援するために、メタバースプラットフォームを利用する

## シナリオ

A市教育委員会において、域内の全小学校全学年で利用するために、授業で協働的な学習を行うために、次のようなデジタル教材を導入することにした。それにあたり、A市教育委員会及び域内の小学校の一つであるB小学校において、新たなツール導入に当たって個人情報等の観点から必要な対応を行っている。

## 導入するツールが有する主な機能のイメージ

児童は端末上で、気づきやメモを残すことができる。ツール上で作成した課題等について、クラス全体で児童の回答結果や成果物を共有できる。また、他の児童の成果物に対して、コメントや「良いね」等の評価をつけられる。

## 取扱う主な個人情報

### 児童情報

ID・パスワード・氏名・学年・クラス・出席番号

### 教員情報

ID・パスワード・担当学年・担当クラス・閲覧権限

### 学習情報

児童の成果物・児童や教員からのコメントや評価

## 主な対応例

### 教育委員会

- 利用目的を「児童の学習状況を把握して学習指導を行うため」と設定した。
- 事業者とA市で契約を行った。
- A市教育委員会において教育長が総括管理責任者であることを確認した。
- A市教育委員会において、インシデントが発生時のフローを改めて確認し、責任者への報告フローについて、学校に伝達した。

### 学校

- 全体の管理責任者は学校長とし、各クラスのデータは学級担任が責任を持つことを確認し、教職員にあらためて職員会議で周知した。
- インシデント発生時の対応フローと役割分担を整理し、職員会議で周知した。
- アカウント作成時に各アカウントでできること（閲覧、編集、アカウント登録・削除等）を整理した。
- 児童にはプリント、保護者には連絡メールで特定した利用目的を明示し、データの取扱いについて説明した。

### 導入準備

### 利用時

### 管理

- 個人情報ファイル簿を作成・公表した。
- 保存期間を過ぎたデータは、委託先のデータベースから削除させた
- 変更後の利用目的が変更前の利用目的と相当の関連性があると判断されたため、当該ツールの学習データの利用目的の変更をすることで対応した。
- 新しく生活アンケート機能が追加され、新たに取得するデータの利用目的を特定した

- P小学校において、回答の共有は基本的にクラス内のみになるように設定を行った。

- ツール導入時に確認した役割分担にしたがって、責任者が定期的に個人情報の取扱いについて確認することとした。
- 職員室の入り口から教職員のPC画面が見えない配置にした。
- データの取扱いについて、個人情報保護の観点からA市の実施する研修を教職員が受講した
- 新年度が開始するタイミングで転入・転出を受けて児童情報の新規登録・削除・変更の処理を行った。

『[教育データの利活用に係る留意事項](#)』のQ&A編では、よくある質問を解説しています。

## 掲載されているQ&A一覧

- Q1. 教育データとは、具体的にどのようなものを指しますか。
- Q2. 教育データの利活用を行うと、どのようなメリットがあるのでしょうか。
- Q3. 教育データを利活用するときには、どのようなことに気を付ければよいですか。
- Q4. 教育データには、どのような個人情報が含まれますか。
- Q5. 学級名や学籍番号のみを含んだ成績等のデータで、児童生徒の氏名と紐付けて管理されていないデータは、個人情報に該当しますか。
- Q6. 教育データの利用目的を明示するときは、①「誰が」②「誰に対して」明示すればよいですか。
- Q7. 教育データの利活用を行う場合、同意の取得は必要ですか。同意の取得が必要になるのはどのような場合ですか。
- Q8. 新たな学習用ソフトウェア等を契約・導入する際、個人情報の取扱いに関してどのようなことに気を付ければよいですか。
- Q9. 教育データを取り扱う際に、インターネットにつながるシステム（クラウドサービス）を利用する場合に、気を付けるべきことはありますか。
- Q10. 万が一、教育データが流出してしまった場合や意図せずに削除されてしまった場合に、どのような対応が求められますか。
- Q11. 教育データをシステム上で安全に管理するうえで、情報セキュリティの観点からどのようなことに気を付ければよいですか。

## 参考リンク

### 【文部科学省 公表資料】

- 「教育データの利活用に係る留意事項」  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/other/data\\_00007.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/other/data_00007.htm)
- 「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyouhou/detail/1397369.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1397369.htm)

### 【個人情報保護委員会 公表資料】

- 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」  
[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/241127\\_koutekibumon\\_guidelines.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/241127_koutekibumon_guidelines.pdf)
- 「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」  
[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/202412\\_koutekibumon\\_jimutaiou\\_guide.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/202412_koutekibumon_jimutaiou_guide.pdf)
- 「個人情報の保護に関する法律についてのQ&A（行政機関等編）」  
[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/202403\\_koutekibumon\\_qa.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/202403_koutekibumon_qa.pdf)
- 「（参考）個人情報の取扱いの委託に関する特記事項（例）」  
[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/chihou\\_youryou.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/chihou_youryou.pdf)
- 「個人情報等の適正な取扱いに係る政策の基本原則」  
<https://www.ppc.go.jp/files/pdf/kihongensoku.pdf>